

大阪労働局からのお知らせ

事業主の皆さま、労働保険の成立手続はお済みですか？

労働者を一人でも雇用していれば、労働保険  
に加入する必要があります。

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称で、国が管掌する強制保険です。

労働者を一人でも雇っていれば、各保険の加入要件を確認の上、手続き行ってください。

お問合せ

「労災保険」については、労働基準監督署へ

「雇用保険」については、ハローワーク（公共職業安定所）へ

大阪労働局のホームページ（下記のアドレス）では、労働保険に関する詳しい説明（バナー「労働保険」）や労働基準監督署、ハローワークの情報を掲載しております。



大阪労働局

労働保険適用・事務組合課（06-4790-6340・6350）

雇 用 保 険 課（06-4790-6320）

大阪労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>